


指令第 19 号
平成31年 3 月 21日

住所又は所在地 つがる市木造丸山竹鼻118番地5
氏名又は名称 株式会社 木村牧場
及び代表者氏名 代表取締役 木村 洋文

つがる市長 福島 弘 芳



一般廃棄物処理業許可証

平成31年 1 月 30日付で申請のあった一般廃棄物処理業許可について、つがる市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第18条の規定により、下記のとおり許可する。

許可期限	平成31年 3 月 23日 から 平成33年 3 月 22日まで
取扱一般廃棄物の種類	可燃物（食物残渣に限る）
取扱業務の内容	中間処理（飼料化・堆肥化）
処分の方法	一般廃棄物の中間処理 （リキッド資料給餌システムによる飼料化・発酵による堆肥化）
営業の区域	つがる市行政区域内
条件	1. 当該処理施設においても、平成7年11月1日付けで提出された「公害防止等に関する確約書」に基づき誠実に履行されること。 2. 一般廃棄物の収集運搬及び処分を行う場合は、関係法令を遵守すること。 3. 一般廃棄物の収集運搬及び処分を行う場合は、安全確保に努めること。 4. 変更又は廃止事項があった場合は、すみやかに市長に届け出ること。